

令和5年9月27日

財 務 部

唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

概要

はたせ建築設計事務所を指名停止としました。

1 指名停止対象業者

はたせ建築設計事務所（唐津市神田1517-65）

建築士事務所・建築コンサルタント（構造）・建築コンサルタント（監理）

2 指名停止期間

9月28日から10月27日まで 1か月

3 指名停止理由

はたせ建築設計事務所は、令和5年9月21日に落札決定を受けた「唐都建工第76号鏡中学校長寿命化改良他工事監理業務」について、契約締結を辞退したため。

4 指名停止措置の根拠

同社は、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱別表第2第13項（不正又は不誠実な行為）に該当する。

指名停止期間については、（短期）1か月以上（長期）9か月以内の範囲内で措置することとなるが、加算条項に該当しないため1か月とする。

5 令和4年度～令和5年度発注実績

令和4年度 2件 8,690,000円

令和5年度 2件 10,663,400円

（本件の問い合わせ先）

財務部 契約管理課

担当：島松、森

電話：直通72-9240

（内線1360、1361）